

**見附市ふるさと納税業務委託
優先交渉権者選定に係る公募型プロポーザル
実施要領**

**令和6年3月
見附市**

1. 業務の目的

ふるさと納税業務において、本市ではこれまで地域活性化起業人などの外部人材の知見を活かし、新たなふるさと納税返礼品の掘り起しや新商品開発などに取り組んできたところであるが、さらにふるさと納税業務に専門的な知識と経験・実績のある事業者と市が連携することにより、本市に対するふるさと納税寄附額を増加させるとともに、返礼事業者の機運の醸成、地域経済における好循環の創出につなげることを目的とする。

2. 目標寄附金額

1億5,000万円

3. 業務の概要

仕様書(別紙1)のとおり

4. 委託業務期間

令和6年7月1日(予定)から令和7年3月31日まで

契約締結日(令和6年4月下旬を予定)からおおむね2カ月の期間は、引継ぎ及びシステム等の準備期間とし、準備期間に関して委託料は発生しないものとする。なお、必要な準備期間については業務提案書で提示すること。

5. 委託業務上限額

- (1) 基本委託料: 寄附金額の7%に相当する額(消費税及び地方消費税の額を除く)
 - (2) 返礼品調達費および返礼品配送料: 実費
 - (3) 寄附金受領証明書等の送料: 実費
 - (4) 寄附金受領証明書等の発行手数料: 250円/件(消費税及び地方消費税の額を除く)
- ※上記以外に本市に負担が発生する経費があれば付記すること。

6. スケジュール

No.	期間	内容
1	令和6年3月21日(木)	公募開始・質問受付開始
2	令和6年4月3日(水)	参加申請書の提出期限
3	令和6年4月5日(金)	質問受付期限
4	令和6年4月10日(水)	最終質問回答(市HPへの掲載を予定) ※回答は随時行います。
5	令和6年4月15日(月)	業務提案書類の提出期限

6	令和6年4月24日(水)	選考会(プレゼンテーション)
7	令和6年4月26日(金)	優先交渉権者決定通知
8	令和6年4月下旬～5月上旬	契約締結(契約締結後準備期間)
9	令和6年7月1日(月)予定	委託業務開始

7. 参加資格要件

次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 他自治体においてふるさと納税業務を一括して受託した実績がある者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者及び見附市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税及び見附市税の滞納がない者であること。見附市に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税及び固定資産税・都市計画税を滞納していないこと。

8. 参加申請

(1) 提出書類及び提出方法

実施要領及び仕様書を十分確認し、委託業務の趣旨を踏まえた上で、参加希望事業者は、提出期限までに次の書類を見附市地域経済課に対して持参又は郵送により提出すること。

- ①プロポーザル参加申請書(第1号様式)
- ②履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
- ③財務諸表(過去3か年分)
- ④納税証明書(国税及び市町村民税(都税))
- ⑤会社概要等の資料(パンフレット等)

(2) 提出期限

令和6年4月3日(水) 17:00必着

(3) 提出部数

1部

(4) 一次審査(書類審査)について

応募事業者が多数の場合は、提出書類を元に書類審査を行い、二次審査(プレゼンテーション)対象事業者を選考する。一次審査を行う場合は、全応募事業者に対してメールで通知し、審査結果は令和6年4月17日(水)に通知する。

(5) 参加の辞退

参加申請書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに見附市地域経済課に連絡するとともに、辞退届(第5号様式)を提出すること。

9. 質問の受付及び回答

(1) 質問受付

令和6年3月21日(木)～4月5日(金)

(2) 提出方法等

・質問書(第3号様式)に記入し、電子メールに添付し下記に送信すること。

メールアドレス: chiikikeizai@city.mitsuke.niigata.jp

・質問は、電子メール以外は受付しないこととし、メールの件名は「ふるさと納税業務委託質問書【事業者名】」とすること。

(3) 回答方法等

・随時市ホームページに回答内容を公表する。

・すべての回答について令和6年4月10日(水)までに公表する。

10. 業務提案書・見積書(第4号様式)類等の提出

(1) 提出期限

令和6年4月15日(月) 17:00 必着

(2) 提出書類

・業務提案書

業務提案書の作成にあたっては、作成要領(別紙2)を参考のうえ作成すること(任意様式)。

・業務実績調書(第2号様式)

・見積書(第4号様式)

(3) 提出方法

見附市地域経済課に持参又は郵送

(4) 提出部数

各8部(正本1部・副本7部)

11. 審査方法等

(1) 審査方法

審査については、本市において市職員等で構成する審査委員会を設置し、業務提案書を提出した者の中から、業務提案書の内容及び業務提案内容に係るプレゼンテーションを総合的に勘案した上で、審査委員会委員が評価し、各委員の評価点の合計が最も高い者を第一順位の受託候補者として選定する。点数が同じ場合は委員の多数決で決定し同数の場合は委員長が決定する。

(2) 評価基準

業務提案書及びプレゼンテーションにより別紙3で示す評価基準に基づき審査する。

(3) プレゼンテーションの実施

業務提案書を提出したもののうち、二次審査対象事業者は、令和6年4月24日(水)に行う選考会において、プレゼンテーションを行う。開始時間・場所等については、個別に通知する。

ア. 説明時間:1事業者につき30分(プレゼンテーション20分・質疑10分程度)

イ. 出席者:・1事業者につき最大4名まで。

・説明者は業務従事者のうち代表者が行うこと。

ウ. 留意事項

・プレゼンテーションは、提出した業務提案書等をもとに行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。

・パソコン・プロジェクター等による説明は許可する。プロジェクター、電源、スクリーン、延長コードは市で用意する。

・プレゼンテーション及び質疑応答の内容は録音し、その中での発言は企画提案があったものとみなし、契約時に加筆する場合がある。

・プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。

(4) 審査結果の通知

二次審査の結果については、各提案事業者の担当者へ令和6年4月26日(金)に文書及び電子メールにて通知する。

12. 契約に関する基本事項

(1) 本プロポーザルにより特定された第一順位の受託候補者と具体的な事業内容を協議したうえで随意契約を行う。ただし、当該受託候補者との調整・協議が不調に終わった場合は、次点の業務提案書提案者と協議できるものとする。なお、ポータルサイトの運営事業者及び寄附金納付事務事業者との契約は本市が直接行う。

(2) 原則として、再委託を認めない。ただし、合理的な理由があり事前に文書による市長の承諾を得た場合は、この限りではない。参加申請時点で再委託をすることが明らかな場合、再委託先と業務内容を業務提案書に明記すること。

13. その他

(1) 本プロポーザルに係る書類作成及び提出に要する経費は、参加者の負担とする。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 本プロポーザル及び本業務において知り得た情報について、第三者に漏らし、若しくは本プロポーザル及び本業務手続き以外の目的に供し、又は無断で使用することを禁止する。

- (4) 審査内容及び審査結果、その他本プロポーザルに対する異議は一切認めない。審査結果は第一順位の受託候補者の名称及び点数、参加事業者の点数を公表する。
- (5) 電子メールの通信事故及び書類の郵送・配送の途中の事故(郵送・配送の遅延を含む)については、本市はいかなる責任を負わない。
- (6) 本要領に定めのない事項並びに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

【提案書等提出・問い合わせ先】

見附市地域経済課 担当:堀江・石井

〒954-8686 新潟県見附市昭和町2-1-1

電話 0258-62-1700(内線 234) FAX 0258-63-5775

メール:chiikikeizai@city.mitsuke.niigata.jp